

01043

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第四十五號

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣中部海区漁業調整

委員會委員選舉において當選した者の住所及び氏名は次
の通りである。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

東部海区漁業調整委員會委員當選者

住 所

氏 名

岩美郡大岩村大字大谷八二二番地

浜口 藤藏

岩美郡浦富町大字浦富二、五二七番地

三浦 文吉

岩美郡東村大字大羽尾二五番地

浜尾大一郎

本書ノ大キサハ國字規格A五判

昭和二十五年八月十八日 金曜日

岩美郡網代村一二六番地

板倉 重市

岩美郡福部村大字岩戸一〇番地

河内 峰治

鳥取市片原町三丁目二三番地

上村 忠彦

中部海区漁業調整委員會委員當選者

住 所

氏 名

東伯郡下北條村大字弓原六〇三番地

浜本 武喜

氣高郡酒津村四七七番地

中江 時雄

氣高郡末恒村大字内海五七六番地

三橋 恒治

東伯郡大誠村大字東園四二三番地

羽根田賢藏

東伯郡泊村大字泊一、五四一番地

市橋 隆八

氣高郡浜村町大字八束水一、六四四番地

中上芳五郎

西部海区漁業調整委員會委員當選者

01044

住 所

所

氏名

西伯郡余子村中野大字五六三番地

景山 茂

西伯郡御來屋町九五四番地

伊藤 六郎

米子市祇園町一丁目一五番地

島田龜太郎

西伯郡夜見村二一二四三番地

都田 章一

西伯郡淀江町大字淀江六五九番地

笠本 満徳

米子市塩町三七番地

柏木 龍市

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第四十六号

漁業法第九十九條第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次の通りである。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取縣において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取縣東部海區

九八五

鳥取縣中部海區

一、八七〇

鳥取縣西部海區

八五二

昭和二十五年八月日十八印刷

(昭和四年四月十五日)

印 癸
刷 行 鳥 取 縣
刷 鳥 取 縱
所 縱 縱
鳥 縱 縱
島 縱 縱
市 縱 縱
坂 東 町
縣 印 刷 所